

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

第 1 節 方向性

第 7 章～第 10 章に記載した各項目の方向性・手法については、第 1 章第 5 節に記載したように、令和 4 年 4 月をもって開始するものとし、令和 13 年度（2031 年度）末までの 10 年間を計画期間として達成を目指します。しかし、社会環境の変化などによって達成が困難となった場合は、その後の期間に達成を目指します。

第 2 節 方法

達成目標を、短期（5 年以内）、中期（10 年以内）に分けて期間内の達成を目指し、以下に項目別の一覧を記載します。なお、社会環境の変化などにより、期間の途中で達成が困難と判断された項目は、長期（11 年以上）区分に変更することとします。

項目	短期（5 年以内）	中期（10 年以内）
保存管理	・維持管理・経過観察 ・学校教育・生涯学習との連携 （資料の収集は期間中継続して実施）	・観光振興 ・情報発信 ・史跡周辺地域の活用
追加指定		・追加指定
整備	・情報共有 ・遺構修繕	・遺構整備 ・便益施設等 ・解説サイン・標柱修繕等 ・その他工作物
運営・体制の整備	・瑞浪市の体制整備 ・市民協働の体制整備 ・有識者などとの体制整備	・運営・体制マニュアル化
計画の策定	・整備基本計画の策定	・次期保存活用計画の策定